

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 8 月 7 日
【会社名】	パナソニック株式会社
【英訳名】	Panasonic Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 津賀 一宏
【本店の所在の場所】	大阪府門真市大字門真1006番地
【電話番号】	大阪(06)6908-1121
【事務連絡者氏名】	財務・IRグループ グループマネージャー 若林 勇人
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番1号 (パナソニック東京汐留ビル) パナソニック株式会社 渉外本部
【電話番号】	東京(03)3437-1121
【事務連絡者氏名】	経理グループ グループマネージャー 恩田 幸敏
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成24年 9 月28日
【発行登録書の効力発生日】	平成24年10月 6 日
【発行登録書の有効期限】	平成26年10月 5 日
【発行登録番号】	24 - 関東180
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 150,000百万円
【発行可能額】	150,000百万円 (150,000百万円) (注)発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 平成25年 8 月 7 日(提出日)である。
【提出理由】	四半期報告書(第107期 第1四半期 自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)を平成25年 8 月 7 日に関東財務局長に提出 した。 この四半期報告書の提出により、当該書類を平成24年 9 月28日 に提出した発行登録書の参照書類とする。
【縦覧に供する場所】	パナソニック株式会社 渉外本部 (東京都港区東新橋一丁目5番1号(パナソニック東京汐留ビ ル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【訂正内容】

表紙の提出理由に記載のとおり。